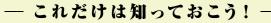
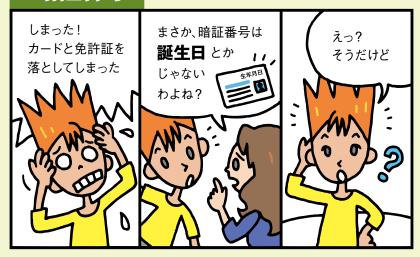


# カードを上手に使うために





#### 暗証番号



#### 暗証番号は、絶対に他人に 知られないように厳重に 管理すること!

- ●暗証番号をカードに書いたり、番号の メモを財布やバッグに入れたりするの はだめ。拾ったり、盗んだりして不正 に使用しようとする犯人に暗証番号 を教えるのと同じこと。
- ●生年月日、住所、電話番号などの推測 されやすい番号は危険。
- ●警察、銀行、クレジット会社などが電話などで暗証番号をたずねることはない。
- ●暗証番号やキャッシュカードの管理 に過失(不注意)があるときは、損失 分を補償されないこともある。

#### カードの紛失・盗難



#### カードをなくしたら、すぐに カードの発行会社に連絡し、 カードを使えなくすること!

- ●紛失や盗難にあったら、紛失届や盗 難届をカード発行会社と警察の両方 に届け出る。
- ●クレジットカードの場合、紛失や盗難による被害に対する保険がカバーするのは、届け出た前後の一定期間のみ(条件はクレジットカードによって異なる)。



外国に行くときは、会員番号とクレジット会社の電話番号 (現地にあればその電話番号)を控えておこう。

### カードの貸し借り



#### カードも「信用」も友人も 失いたくなければ、カードは 他人に貸さないこと!

- ●カードは、本人が使うために発行されるもの。「すぐ返すから」などと言われても断ろう。
- ●他人のために、ローンやクレジットの 契約を、あなたの名前で行う「名義貸 し」もまったく同じ。

### 金額の確認



#### クレジットカードを利用したら、 サインや暗証番号入力の前に 利用金額や支払方法などを 確認すること!

- ●書き損じなどで売上票を作り直すときは、ミスした売上票の破棄を確認する。また、お店が取消処理をした場合は、取消伝票の控えを確認する。
- ●サイン以外のこと(電話番号や住所など)は絶対に書かない。

### 外国では

外国で利用したときは、①通貨が記載されているか、②チップ欄などが空欄になっていないか、を確認(後から別の通貨や金額を書き込まれないように)。

### インターネットで利用するとき



#### 銀行やクレジット会社からの メールと思っても むやみに開かないこと!

- ●銀行やクレジット会社から「緊急」などの危機感をあおるメールが来ても不用意に開かない。
- パスワードの変更を求められたら、 カード発行会社へ確かめる。
- ●誰でも使えるパソコンで暗証番号やパスワードを入力しない。
- ●ネットショッピングなどでカードを使う ときは、安全性を慎重に確認してから。

#### クーリング・オフ



## 通信販売では

通信販売はクーリング・オフできない。ただし、返品できるかを広告または書面で知らせなければならない。

#### クーリング・オフについて 確認しておこう!

- ●「割賦販売法」と「特定商取引に関する法律」によって、クーリング・オフできる例は次のいずれか。
- ①業者の営業所以外の場所でクレジット (一括返済を除く)で購入した場合
- ②訪問販売
- ③電話勧誘販売
- ④特定継続的役務提供
- ⑤連鎖販売取引(マルチ商法)
- ⑥業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)
- ●解約できることを記載した書類を受け取ってから8日以内(上記⑤⑥は20日以内)に書面で解約の意思表示をする。

### ヤミ金(無登録の貸金業者)



#### カードは換金できません!

- 「カードで融資」などの広告につられて、業者にカードを渡さないこと。
- ●クレジットカードでショッピングさせた後に、その商品を安く買い取るかたちで融資する手口にも注意。
- ●被害にあったら、警察に届け出る。

こんなときはすみやかに 登録内容変更届を 銀行やカード会社に 提出しましょう。



#### 変更情報の通知は利用者の義務!

- ●引っ越しをして住所が変わったら届け出る。
- ●結婚などで氏名が変わったら届け出る。
- ●代金引き落としの銀行口座を変更したいときには届け出る。
- ●届け出をしなかったために損害が出たら責任を負うこともある。

#### 相談窓口のご紹介

- ●銀行との取引についてのご相談は、全国銀行協会相談室および全国に50ヵ所ある「銀行とりひき相談所」で受け付けています。
  - 取引に関する相談や照会のほか、意見・苦情も受け付けています。相談・照会は無料。電話または来所いずれでも可(土・日、その他銀行休業日は除きます)。
- ●ホームページ http://www.zenginkyo.or.jp/adr/